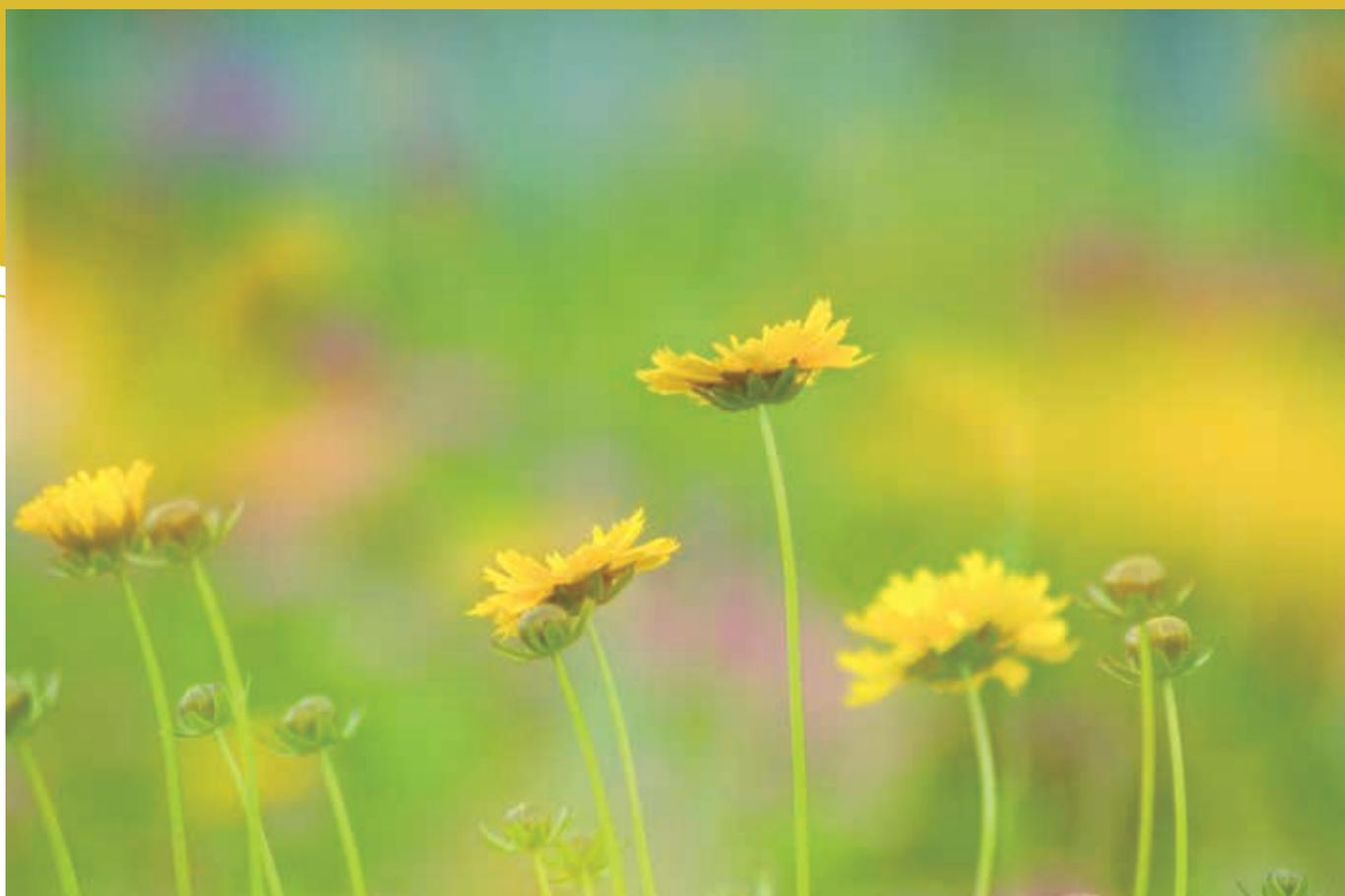


NEXUS

2017
No.665

5



CONTENTS

- 01 ●Opinion
「みちのく岩手観光立県平成29年度の取り組み
～観光による岩手の復興と日本一のおもてなしを目指して～」
いわて観光立県推進会議 会長
公益財団法人岩手県観光協会 理事長 谷村 邦久 氏
- 02~13 ●主要記事
02 新しい街の先導役「アバッセたかた」オープン式典開催
大船渡駅前地区第2期まちびらき3施設オープン式典開催
03 被災中小企業を強気にバックアップ
04~05 平成29年度中小企業・小規模事業者関係税制改正のポイント2
- 06~07 通常総会終了後の手続きについて
08~11 2017年版中小企業白書/2017年版小規模企業白書
12 役員改選時における代表理事選定に際しての手順徹底について
13 平成29年度4広域振興局体制について
いわて花巻空港の平成29年上期ダイヤ改正のお知らせ
- 14~15 ●岩手県内中小企業概況(3月)
16 ●中央会Information
青年中央会創立40周年式典並びに総会、第42回岩手県大会、
第69回全国大会、4月の中央会

岩手県中小企業団体中央会

<http://www.ginga.or.jp/>



「みちのく岩手観光立県平成29年度の取り組み

～観光による岩手の復興と日本一のおもてなしを目指して～

いわて観光立県推進会議 会長

公益社団法人岩手県観光協会 理事長

谷村 邦久



1 みちのく岩手観光立県基本計画とは

平成21年2月に「みちのく岩手観光立県基本条例」が制定されたことに伴い、同条例の目的の実現に向け策定されているもので、現在は第2期計画の期間中となっています。

2 第2期基本計画の概要（平成26～30年度）

第2期の計画では、「観光によるいわての復興と日本一のおもてなし」という2つの目標を掲げ、「地域資源を生かした魅力的な観光地づくり」、「観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備」、「効果的な情報発信と誘客活動」、「国際観光の振興」、「三陸沿岸観光の再構築」という5つの施策に基づいて事業を実施し、国内外からの誘客拡大に取り組んできたところです。

3 平成29年度の取り組み

これらの取組の結果、平成28年の県内の宿泊者数は617万3千人泊と前年を0.3%上回り、また、外国人宿泊者数が12万8千人泊と前年比20.7%増の過去最高（いずれも国の統計速報値）となるなど、取組の成果が現れてきていると認識しております。

平成29年度においては、東北各県や市町村、宿泊施設など観光事業者等との連携を一層強化して、次の3つの観点から誘客拡大に取り組むこととしております。

まず、国内観光では、「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」の開催により高まった「おもてなし」の機運を一層高めていくとともに、二つの世界遺産を核として魅力ある観光資源を組み合わせた県内をより広く、より長く周遊・滞在するような旅行商品造成の促進に加え、県内の日本版DMO（Destination Marketing Organization）設立の動きを支援し、観光地域づくりの促進やDMO機能の連携による効果的な誘客策に取り組めます。

また、三陸地域への誘客については、三陸DMOセンターを中心に、市町村や観光関係事業者、商工団体、地域づくり団体等の幅広い分野の関係者と連携し、震災学習と三陸ならではのコンテンツを組み合わせ広域観光に取り組むとともに、宮古～室蘭間のフェリーの就航やラグビーワールドカップ2019TM釜石の開催を見据えた誘客の拡大と受入態勢の充実に取り組めます。

さらに、国際観光においては、東北各県との連携を一層強化するとともに、花巻空港の利用促進やクルーズ船誘致に向けた取組等と連携した誘客拡大に取り組み、行政や宿泊施設や観光施設等の民間事業者が一体となったオールいわての体制によるプロモーションを展開していきます。また、ラグビーワールドカップ2019TM釜石や東京オリンピックの開催を見据え、観光施設等における無料公衆無線LANや多言語表示の整備に対する支援など受入態勢の一層の充実に努めます。

これらの取組により、国内外からの観光客の誘客を拡大し、観光産業の振興を図り、地域経済の発展に繋げていく考えですので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。



新しい街の先導役『アバッセたかた』オープン式典開催 ～高田松原商業開発（協）が整備する共同店舗が待望の開業～

陸前高田市高田町の嵩上げ地に、新しい中心市街地の核となる大型商業施設「アバッセたかた」が4月27日、開業した。東日本大震災津波で壊滅的な被害を受けた同市の市街地再生に向け、整備された最大約12mの嵩上げ地で最初の商業施設となる。

同商業施設は、高田松原商業開発（協）（伊東孝理事長）が実施主体となる「アバッセたかた専門店街」の他、食品スーパー、衣料品店等で構成する店舗棟、ドラッグストア棟の3棟が一体的に整備され、組合店舗棟には陸前高田市立図書館（7月開館予定）が併設される。



「アバッセたかた専門店街」は、震災前に同組合が運営していたショッピングセンター「リプル」の出店事業者の一部を含む14事業者で構成される。施設整備に際しては、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業：民設商業施設整備型）を活用。

3棟合計延べ床面積は、約8,000㎡。施設全体の代表法人は同組合であり、今後順次、周辺に事業者が復旧することにより形成される商店街と連携し、新しい市街地の賑わい創出に向け、中心的な役割を担う。

オープン前日、26日には、「アバッセたかた専門店街」の竣工祝賀会が開催され、施設建設関係者、これまでの間に組合の再建に携わってきた多くの行政・支援機関関係者等が出席し、施設の無事竣工と組合の新たな門出を祝った。

オープン当日は、午前9時の開業を前に、市内外からの来賓や開店を待ちわびる市民が見守る中、記念式典が執り行われ、同市出身の俳優、村上弘明さんがオープンを宣言した。

施設名称である「アバッセたかた」は、一般公募により決定。「あばっせ」は、地元の言葉で「一緒に行きましょう」を意味し、「買い物にあばっせ」「ご飯を食べにあばっせ」「語りにあばっせ」、といった高田市民の「あばっせ」が集まる施設になって欲しい、という想いが込められている。命名者である高田市民の方は「あばっせは、フランス語のような響きであり、発音が似ている言葉でフランス語のアバンセは、『前に進む』を意味する。陸前高田市が復興に向けて前進する先導役として、施設が発展して行って欲しい。」と式典において、ネーミングの意味、施設に込められた想いを説明した。

伊東理事長は、竣工祝賀会、並びにオープン記念式典の主催者挨拶で、震災後、約6年を経てこの日を迎えるに至る想いやこの間の関係各位に対する感謝の念、動き出した陸前高田市の新しい中心市街地の先導役を担い、地域の暮らしを支える決意、そして多くの方々に「アバッセ」に「あばっせ（一緒に行きましょう）」と永く親しまれるよう、努力していく旨、力強く述べられた。

大船渡駅前地区 第2期まちびらき3施設オープン式典開催 ～おおふなと夢商店街（協）本設開業～

4月29日（土）に大船渡中心市街地新生グループ（構成員：おおふなと夢商店街（協）、（株）キャッセン大船渡ほか）の主催によりJR大船渡駅周辺地区「第2期まちびらき」オープン式典が開催され、おおふなと夢商店街、キャッセン・モール&パティオ、キャッセン・フードヴィレッジの3施設がグランドオープンを迎えた。東日本大震災の大津波によって店舗を流失し、仮設商店街で苦勞を抱えながら営業を続けてきた商業・サービス業者にとって、待望の本設開業となる。

同地区は津波復興拠点整備事業区域（面積10.4ha）内に開業する施設で被災事業者を主に46店舗が本設施設にて営業を開始した。

当日は、大船渡を支援する「やっぺし祭り」の“やっぺしチアダンサーズ”のパフォーマンスに始まり、続いて同市の復興応援特別大使の宮川大輔・花子氏が登場し、祝福の言葉を述べた。

式典では主催者を代表し、（株）キャッセン大船渡の田村満代表取締役の挨拶、戸田公明市長、齊藤俊明大船渡商工会議所会頭から祝辞が述べられた。

続いて宮川大輔・花子氏立会いの下におおふなと夢商店街（協）伊東修理事長、田村満代表取締役によるまちびらき宣言が行われ、さらに鏡開きを行い同地区中心市街地の新たな門出を祝い、式典終了後には餅まきなどをはじめ各種イベントが開催された。

また、17店舗が本設移転したおおふなと夢商店街（協）では施設前の駐車場でミニS L乗車体験やスーパーカーの展示など多くのイベントを実施し、訪れた買い物客や家族連れで賑わった。同地区はバス停も近く、今後も多くの来店客が期待される。



伊東理事長、田村代表取締役による「まちびらき宣言」



被災中小企業を強力にバックアップ

平成 29 年度被災中小企業重層的支援事業について

本会では、東日本大震災により被害を受けた県内中小企業者の再建を支援するため、昨年度に引き続き、今年度も「被災中小企業重層的支援事業」を実施する。

この事業では、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（以下、「グループ補助金」という。）の認定申請、認定グループが計画する復興事業計画の推進、被災組合等の復興に向けた新たな取り組み等の支援、被災企業の販路開拓に関する課題の解決について支援する。

事業概要は以下の通りである。積極的な活用を検討されたい。

1. 中小企業等復興支援事業

(1) 中小企業等グループ復興支援「申請グループ支援事業」

今年度のグループ補助金の公募において、認定申請しようとするグループに対し、専門家を活用しグループ全体での復興事業計画策定に向けた支援を行うほか、構成員別事業計画書等と全体計画との摺り合わせ等を通じ、復興事業計画の認定・採択に向けた支援を実施する（支援対象グループ数は 6 グループ程度を予定）。

(2) 中小企業等グループ復興支援「認定グループ支援事業」

グループ補助金を申請し既に計画の認定を受けたグループについては、グループ全体で取り組もうとする復興事業計画（全体計画）の確実な推進が必要不可欠なことから、専門家を活用し、認定グループの全体計画推進に必要な支援を実施する（支援対象グループ数は 15 グループ程度を予定）。

2. 被災組合等復興推進モデル事業

組合等が復興に向けた新たな共同事業等の取り組みに対し、ニーズに応じたきめ細かな支援を行い、復興期の組合等への事業確立支援を行う（支援対象組合等数は 8 組合等を予定）。

3. 被災企業等販売戦略構築支援事業

被災中小企業等の販路開拓に関する課題の解決に向け、専門家を招聘し個別の相談会を開催する他、その課題解決に向けた事業者の取り組みを推進するため、専門家による助言指導を行う。

個別相談や専門家指導を通して、事業者が共同で販路開拓に取り組み、その効果が期待される場合は、商談会出展や販売促進に要する経費についても支援を行う。

項目	概要	備考
個別相談会開催	販路開拓に向けた商品・事業の課題整理等について専門家が助言	沿岸地区において年 6 回
個別企業支援	販路開拓活動における課題解決に向けて、専門家が現地訪問し実施指導	6 企業
企業グループ支援	販路開拓活動の準備段階における販売戦略構築支援、展示会や物産展等出展時の専門家同行支援、販売促進ツール作成支援等を実施	3 グループ

本件に関するお問い合わせ等は、本会連携支援部まで。



平成 29 年度中小企業・小規模事業者関係税制改正のポイント 2

平成 29 年度中小企業・小規模事業者関係の税制改正の概要についてネクサス 4 月号に引き続きご紹介致します。○詳細は、中小企業庁ホームページ「平成 29 年度税制改正の概要」をご参照下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2016/161216ZeiseiKaisei.htm>

1. 事業承継税制の見直し

○経営者の高齢化への対応、事業承継の円滑化は「待ったなし」の課題。

○事業承継税制（非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度）について

①人手不足を踏まえた雇用要件の見直し

②早期取組を促すための生前贈与の税制優遇強化を図る。

※平成 29 年 1 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用。

※平成 29 年度より、人手事務を都道府県に移譲。

●人手不足の中での雇用要件の見直し ～人手不足への対応～

○深刻な人手不足の中で、特に小規模事業者において、雇用要件が高いハードルになっている。
○災害や経営環境の激変(事故・災害、取引先の倒産等)時も原則として雇用要件が課されるため、利用を躊躇する要因になっている。



○従業員5人未満の事業者について実質的に雇用要件の緩和を図る。
(4人→3人、3人→2人、2人→1人が認められる)
○災害や経営環境の激変時における雇用維持の困難化に対応するため、**セーフティネット**(雇用要件の弾力化)を措置

●早期かつ計画的な取組の促進 ～生前贈与の促進～

○贈与税の納税猶予中、雇用要件等を満たせず認定取消になると、相続税よりも高額な贈与税を納税する必要がある。
○事業承継後5年経過後も、先代死亡時に相続税の猶予へ切り替えるには、中小企業要件等を課される。



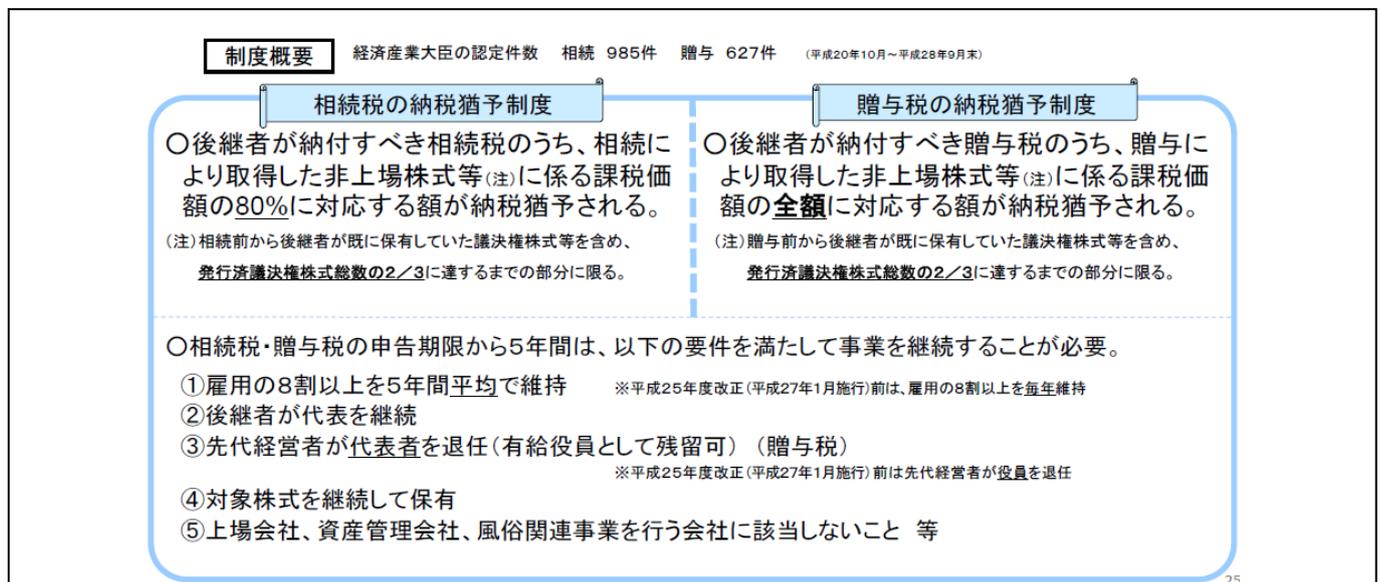
○**相続時精算課税との併用を認めることで、贈与税の納税猶予取消時の納税額を、相続税と同額とする。**
○成長を阻害する先代死亡時の切替要件を廃止(中小企業要件・非上場要件)

※以上のほか、手続きの簡素化によりさらなる利便性の向上を図る。

(参考 1) 事業承継税制の概要

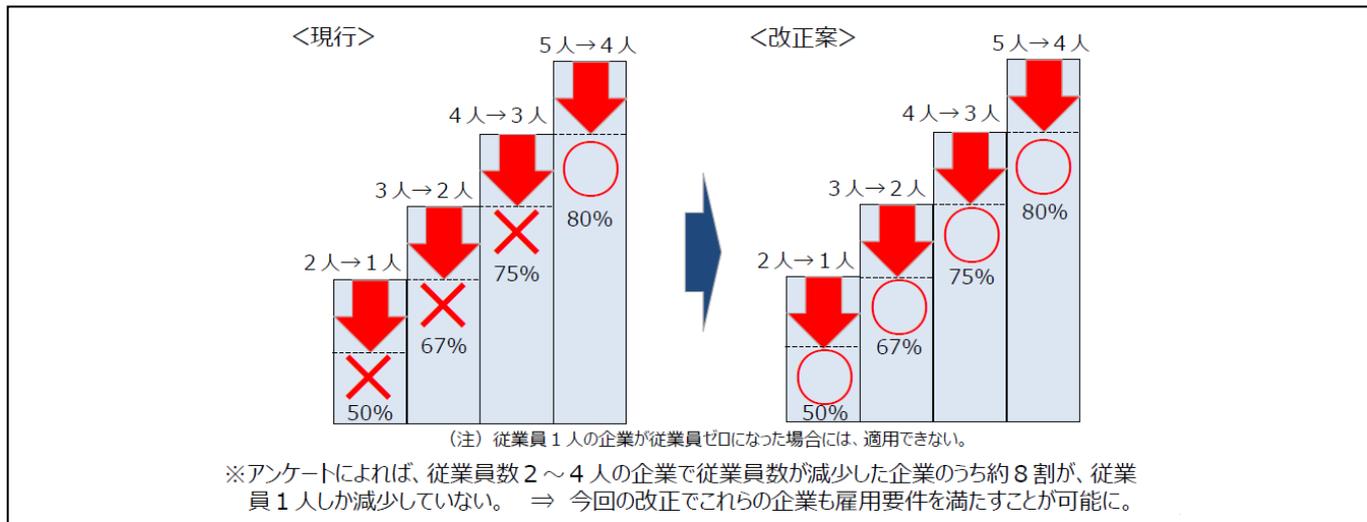
○事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。

<認定の要件> 中小企業者であること、上場会社・風俗会社でないこと、従業員が1名以上いること、資産運用会社に該当しないこと等。平成 25 年度改正(平成 17 年 1 月施行)により親族外承継を対象化。



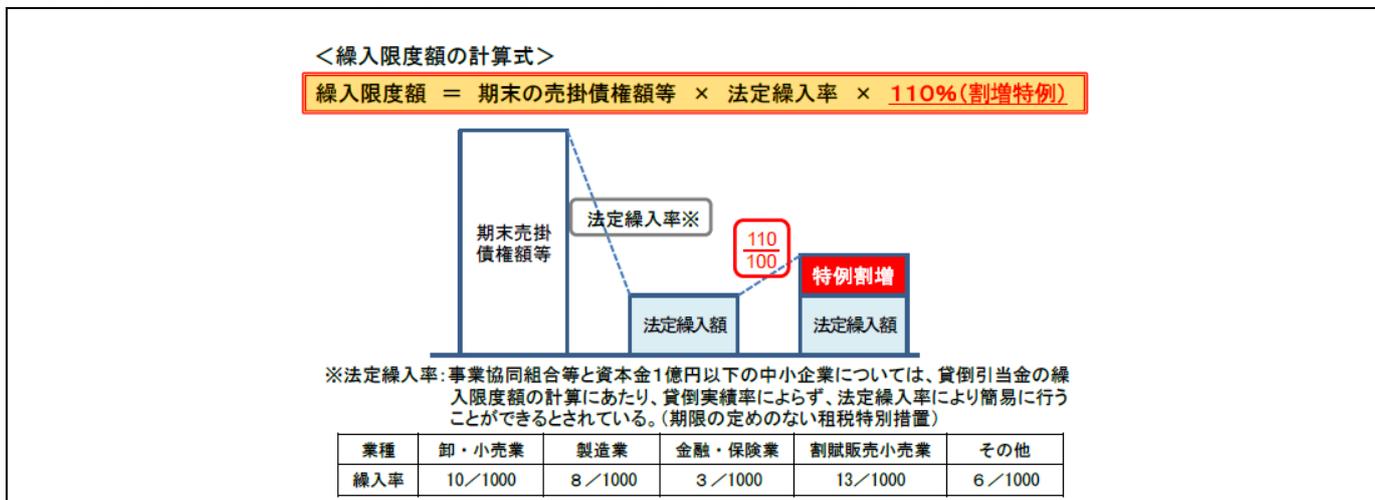
(参考2) 人手不足を踏まえた小規模事業者の雇用要件の見直し

- 事業承継税制の雇用要件について、これまで維持すべき従業員数（5年平均で8割）を計算する際に端数を切り上げていたところを、切り捨てることとする。
- これにより特に人手不足の影響を受けやすい従業員5人未満の企業の従業員が1人減った場合でも、雇用要件を満たすことが可能となる。



2. 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長

- 本特例措置は、事業協同組合等の貸倒れに係るリスク負担力を確保することにより経営基盤を強化するとともに、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全なる取引活動を支援するための制度。
- 事業協同組合等が損金算入することのできる貸倒引当金の繰入限度額の割り増しを認める本特例措置について、割増率を見直した上で、適用期限を2年延長。（適用期限：平成30年度末まで）



3. 中小企業等の小額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例

- 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として全額損金算入（即時償却）することを認める（適用期間：平成29年度末まで）





通常総会終了後の手続きについて

総会終了後における事務手続きは、法律や定款などにより規定されている。各ルールに則り、適切な手続きをすすめられたい。

● 通常総会終了後の手続き等

1. 議事録の作成

議事録は組合会議の討議状況の記録のほか、役員変更登記などの各種手続きで添付書類として求められるので、総会及び理事会終了後遅滞なく作成する。

2. 理事会の開催

役員改選をした場合、新しい理事の中から役付理事を選任するため、総会途中の改選直後または総会終了直後、若しくは後日に開催する。

3. 所管行政庁への提出（中央会へも送付願います。）

(1) 決算関係書類：通常総会で承認を受けた日から2週間以内に提出。

添付書類；①事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理の方法を記載した書面 ②総会議事録の謄本

(2) 役員の変更届出：役員改選があり、役員に変更があった場合、就任日の翌日から2週間以内に提出。

※全員が再選となり、役員の名住所にまったく変更が生じていないときは不要。

添付書類；①変更した事項を記載した書面（新旧役員と比較対照表）

②変更年月日及び変更理由を記載した書面

③総会議事録の謄本 ④理事会議事録の謄本（役付理事に変更があった場合）

(3) 定款変更の認可申請：定款変更は行政庁から認可されて初めて効力を発するので、速やかに行う。

添付書類；①変更理由書 ②変更しようとする箇所を記載した書面 ③定款変更を決議した総会議事録の謄本（認可申請書は正本2通、協業組合・商工組合は正本2通と写し1通、生活衛生同業組合は正本1通と写し2通を要する。※所管庁が共管となっている場合はその必要部数）④定款変更後の事業計画書又は収支予算書（変更が事業計画又は収支予算に係るものであるとき）

4. 変更登記（※代表理事以外の方が申請する場合は、委任状が必要。）

(1) 定款変更（登記事項のみ）：所管行政庁の定款変更認可書が到着した日の翌日から起算して2週間以内。

添付書類；①総会議事録の謄本 ②定款変更の認可書

(2) 代表理事変更：就任承諾日の翌日より起算して2週間以内。再任の場合も必要です！

添付書類（再任）；①総会・理事会議事録の謄本 ②就任承諾書 ③定款

添付書類（新任）；①総会・理事会議事録の謄本 ②就任承諾書 ③定款 ④印鑑届出（理事長印）

⑤印鑑証明書（新代表理事個人の実印） ⑥新代表理事を選任した理事会議事録に記名捺印した理事全員の印鑑証明書（前代表理事が理事に残り、当該議事録に前代表理事が届け出た理事長印を押印した場合は添付不要）⑦辞任届（辞任の場合）

※a. 出資総口数及び払込済出資総額の変更登記は随時または事業年度末の総額で一括登記できる。一括登記の場合、事業年度終了日の翌日より起算して4週間以内に行う必要がある。

b. 商業登記規則等の一部改正の省令（H27.2/27付施行）により、代表理事の辞任に伴う変更登記の申請書には、前代表理事の実印が押された辞任届とその印鑑証明書を添付するか、又は当該代表理事の登記所届出印が押された辞任届を添付することが必要となった。

5. 申告及び納税

事業年度終了後2ヶ月以内に行う（総会終了後）。なお、定款変更の手続き（総会の議決、行政庁の認可）を経て、定款変更をすれば、事業年度終了後3ヶ月以内の通常総会の開催も可能で、税務申告についても申告期限の1ヶ月延長の特例を受け、3ヶ月以内に申告することも可能。

6. その他

経理面では、剰余金処分の振替、脱退者への持分の払い戻し、配当金の支払い等の処理を行う。また、円滑な組合運営を行うためにも欠席組合員への決議事項の通知が必要。

● 総会議事録作成上のポイント

議事録を作成するうえで留意していただきたいポイントとして、以下の二点を紹介する

通常総会議事録

〇〇〇〇組合

- 1. 総会の種類 第〇回通常総会
- 2. 招集年月日 平成29年5月8日(月)
- 3. 開催日時及び場所
 - (1)開催日時 平成29年5月19日(金)〇時〇分～
 - (2)開催場所 〇〇〇ホテル
岩手県〇市〇町〇番〇号

ポイント①

通常総会の招集日と開催日は、**中10日以上空ける必要がある**。従って、5月19日に開催するなら**5月8日以前**に招集する必要がある。なお、組合は総会の2週間前迄に理事会で承認された決算関係書類・事業報告書を事務所に備え置かなければならない。従って**理事会は5月4日まで**に開催する必要がある。

(省略)

議事録の項目「4.理事・監事の数及び出席理事・監事の数 5.組合員数及び出席組合員数並びにその出席方法 6.出席理事の氏名 7.出席監事の氏名 8.議長の氏名 9.議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 10.議長選任の経過」については本会発行の「組合事務手続きの手引き」を参照されたい。

11. 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）

第〇号議案 役員改選の件(指名推選による場合)

議長は、〇〇に本通常総会の終結時をもって役員全員の任期が満了する旨及び選挙すべき役員の定数及び選出方法について説明させた後、議場に諮ったところ、満場一致により「役員の選出は原案通り理事〇人、監事〇人とし、選出方法は選考委員による指名推選の方法とし、その選考委員の員数及びその選任は議長一任」とされた。よって議長は、次の〇人を選考委員に指名し、〇時〇分暫時会議の休憩を宣した。
(選考委員氏名) 〇〇、〇〇、〇〇

午後〇時〇分、議長は会議の再開を宣し、選考委員に選考結果について発表を求めた。よって選考委員を代表して〇〇から選考結果が次のとおり発表された。

(理事) 〇〇、〇〇、〇〇

(監事) 〇〇、〇〇

議長は、議場に以上の理事及び監事の承認を求めたところ、満場一致により承認された。

なお、当選者は全員それぞれ就任を承諾した。

以上ですべての議案の審議を終了したので議長は退任の挨拶を行い、午後〇時〇〇分に閉会した。議事の要領及び結果を明確とするため、議長並びに出席した理事は次に記名押印する。

ポイント②

総会議事録に記載しなければならない出席理事の氏名については、役員任期の定款規定方法、総会開催日、前任者(旧理事)の退任時期や後任者(新理事)の就任時期等により異なる(「旧理事」又は「新旧理事」)ため、場合を分けて考える必要がある。詳しくは、本会に問合せしていただきたい。

平成29年5月19日

→ 議長 ○ 印
出席理事 ○ 印
出席理事 ○ 印
出席理事 ○ 印

なお、本会ウェブページ上に議事録・決算関係書類の様式を掲載しているので、活用していただきたい。

■ URL : <http://www.ginga.or.jp/operation> (トップページ上部「組合運営・手続き」内)



2017年版『中小企業白書』の概要

4月21日閣議決定された2017年版中小企業白書と2017年版小規模企業白書が発表されましたので、本稿では各白書の概要をご紹介します。

【2017年版中小企業白書の概要】

第1部では、中小企業の現状、中小企業のライフサイクルと生産性、そして中小企業の雇用環境と人手不足の現状について分析が行われている。

第2部では、中小企業のライフサイクルとそれを支える人材に着目し、起業・創業、事業の承継、新事業展開の促進及び人材確保の取組について分析が行われている。

第1部 平成28年度（2016年度）の中小企業の動向

1. 中小企業の現状

中小企業の経常利益は過去最高水準にあり、景況感も改善傾向にあるが、改善の度合いは規模、業種、地域等によって異なることに加えて、設備投資や売上高の伸び悩みといった課題も存在する。また、大企業と中小企業では取引環境に差がある。

2. 中小企業のライフサイクルと生産性

企業数は減少傾向にあり、2009年から2014年にかけて、小規模企業は大幅に減少したが、中規模企業は増加した。この期間、中規模企業は従業者数を顕著に増加させており、近年、中規模企業の存在感が高まっている。

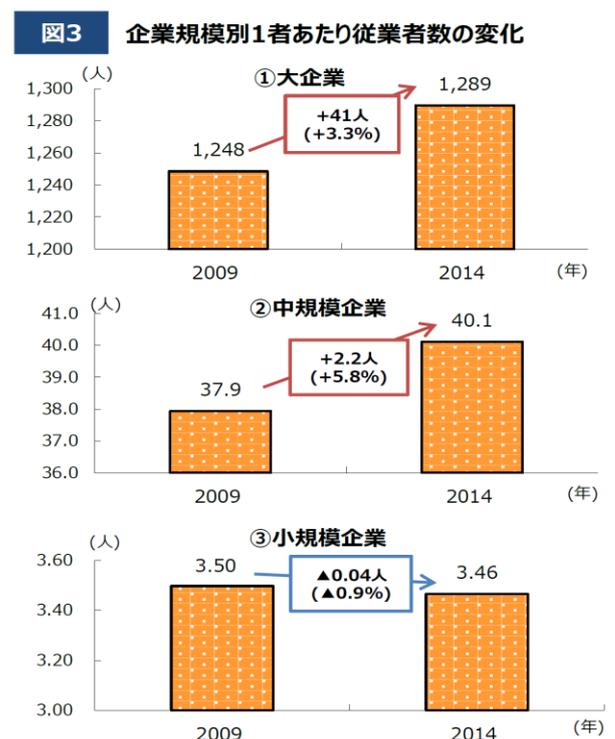
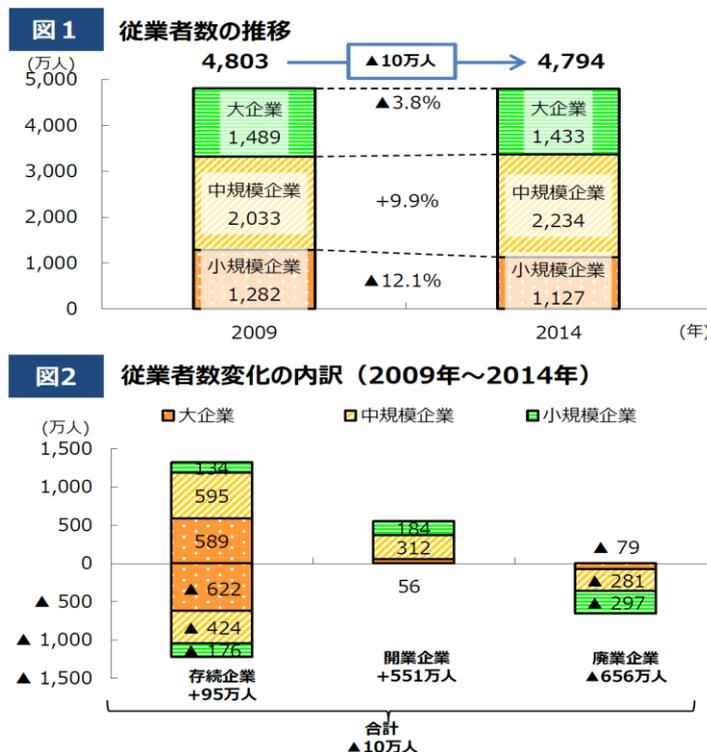


図1-3:総務省「経済センサス-基礎調査」「経済センサス-活動調査」「事業所・企業統計調査」再編加工

開業や廃業といった企業のライフサイクルの構成要素の動向は、中小企業全体の生産性に大きな影響をもたらしている。開業は中小企業の実産性を押し上げているが、近年押し上げ効果は縮小。また、一部の生産性の高い企業の廃業が全体の生産性を押し下げている。

3. 中小企業の雇用と人手不足の現状

日本全体の雇用環境が改善する中で、現在の失業の一定程度は、企業の求める職種と求職者の求める職種のミスマッチに起因する構造的失業である。こうした状況下では、仕事内容に魅力があり、柔軟な働き方ができる中小企業が就職先として選ばれている。

第2部 中小企業のライフサイクル

1. 企業・創業

性別や年齢等によって起業希望者・起業準備者が抱える課題は異なり、実際の起業家も起業する前に必要としていた支援が受けられない場合がある。また、起業後も、成長段階ごとに直面する課題が異なる。そのため、起業希望者・起業準備者は自身が抱えている課題や対応する支援を適切に認識し、利用することで円滑な起業を促すことができる。また、起業後は、それぞれの企業が目指す成長を円滑に遂げられるように、各成長段階に応じて適切な資金調達や人材確保等に取り組むことが重要である。

2. 事業の承継

経営者が事業承継の準備に着手するうへでは、周囲の働きかけが重要である。こうした働きかけを受けた経営者が身近な相談相手である顧問税理士、取引金融機関、商工会等とともに最適な方法を検討していくことが肝要。

後継者候補がないが、事業を継続したいと考える企業にとっては、事業の譲渡・売却・統合（M&A）が重要な選択肢となる。M&Aの検討にあたっては課題が多く、経営者にとって身近な相談相手がこうした潜在的ニーズを捉え、M&Aの専門家と連携しながら多様な課題に対処していく支援体制の構築が必要である。

3. 新事業展開の促進

新事業展開に成功する企業は、マーケティングに注力している。また、マーケティング活動の評価・検証まで実施する企業は利益率の増加、従業員の意欲向上といった効果を得ている。

新事業展開の課題となる人材不足については、外部リソースの活用を視野に入れながら、新事業の推進を図ることが重要である。

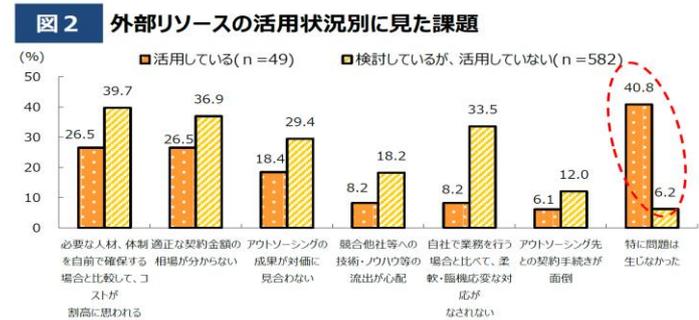
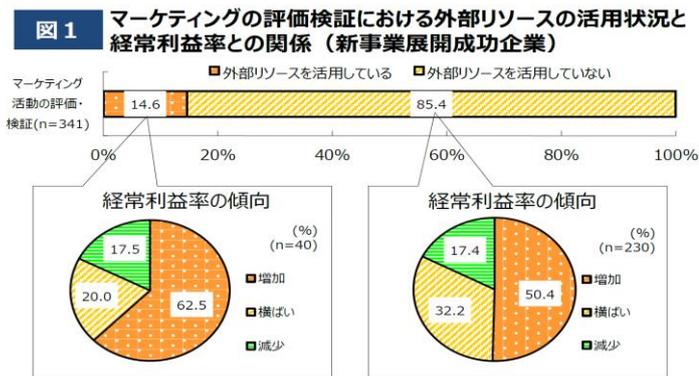


図1-2：中小企業庁委託「中小企業の成長に向けた事業戦略等に関する調査」（2016年11月、(株)野村総合研究所）

【事例】田中金属製作所株式会社(岐阜県山守市)

外部リソースを活用したブランド戦略でニッチ市場を創出

- ▶ 伸銅部品・ステンレス部品の製造やシャワーヘッドの開発、製造及び販売業者。下請メーカーとして水栓バルブ部品の製造を行ってきたが、住宅着工の低迷による需要の停滞や価格競争の激化を受け、下請取引に頼らない自社製品の開発と販路開拓を目指す。
- ▶ 新たな事業の柱を検討していたところ、節水効果を備えたシャワーヘッドが高価格帯で販売されていることに着目。新製品開発を進め、節水効果と美容作用という付加価値を兼ね備えたシャワーヘッドの開発に成功した。
- ▶ 消費者向けの新製品を売り出すに当たり、ブランディング戦略構築をアウトソーシングし、新製品のコンセプトやPRポイントを明確にすることで、顧客からの認知度を高めている。
- ▶ 美容や健康志向に感度の高い30歳代の女性をターゲットとし、自社ブランド製品を3年近くかけて確立してきた。その結果、売上は2倍程度まで増加した。



また、IoTやシェアリングエコノミーといった新たな経済の仕組みを活用している企業は現時点で少数であるが、売上高の増加や業務コストの削減等の効果を実感している。そのため、こうした新たなリソースの活用を検討することが、中小企業の成長の機会につながる。

4. 人材不足の克服

人材確保に成功する中小企業は、採用の際に自社の経営方針を明確にしたうえで、求める人材を的確に把握し、様々な採用手段を活用している。

中小企業は人材確保において厳しい状況が続く中、柔軟な働き方を前提として多様な人材を雇用し、それらの人材が働きやすいように、職場環境の見直しや業務プロセスの改善を行うことで、業務の効率化につなげている。また、必要に応じた社内改革、IT化、省力化等の推進や外部資源の有効活用といった形で、中小企業が柔軟性を活かし、人材不足の中でも成長に取り組むことが重要。



2017年版『小規模企業白書』の概要

【2017年版小規模企業白書の概要】

第1部では、小規模企業の現状、中小企業・小規模事業者のライフサイクル、そして中小企業・小規模事業者の雇用環境と人手不足の現状について分析が行われている。

第2部では、中小企業・小規模事業者のライフサイクルとそれを支える人材に着目し、起業・創業、事業の承継、売上拡大に向けた取組について分析が行われている。

第1部 小規模事業者の動向

・ 小規模企業の現状

小規模企業の景況は改善傾向にあるが、改善の度合いは規模、組織形態等によって異なることに加えて、設備投資や売上高の伸び悩みといった課題が存在する。また、取引環境についても、中規模企業と小規模企業では差がある。このような状況の中、個人企業の中には一定程度法人化した企業もあり、法人化を予定している企業は事業の拡大を目指すなど、成長志向にある。

第2部 小規模事業者のライフサイクル

「企業・創業」の論点については、要点が中小企業白書と同様であることから、第2部では事業の承継、売上拡大に向けた取組についてご紹介します。

1. 事業の承継

小規模事業者であっても、法人と個人事業者では課題が異なる。特に、廃業を選択しようとする経営者には個人事業者が多い。廃業の際、自社の事業や資産を他社に譲りたいとする者もあり、こうした企業の経営資源が次世代に引き継がれる循環を形成していくことが重要である。

【事例】松永陶器店(福島県浪江町)

東日本大震災による事業停止を乗り越え、伝統産業を再開
事業承継を機に、新販路を開拓

- ▶ 現代表の実家は福島県浪江町の伝統的工芸品である「大堀相馬焼」の窯元として代々続く個人事業者の4代目。
- ▶ 東日本大震災により、窯元のあった浪江町が帰還困難区域に指定され、25件あった「大堀相馬焼」の窯元も離散し、事業停止に陥っていた。
- ▶ 「大堀相馬焼」は浪江町で採れる「砥山石」から作る釉薬がなければ作ることができず、事業再開のハードルは高かった。当初は先代も事業再開に消極的であったが、息子である現代表や取引先からの働きかけもあり、福島県などの協力で代替原料を開発して西郷村で事業を再開。
- ▶ 現代表は、地元の伝統を守り、大堀相馬焼のよさをより多くの消費者に分かってもらいたいという強い思いから、事業を引き継いでいくことを決意。
- ▶ 現在は、先代である父親が製造を担当し、現代表は販売事業を別会社で立ち上げ、デザイナーとコラボレーションした新製品の企画や海外展開を含めた新販路の開拓に注力している。



再開された松永窯

【事例】丸山商店(鳥取県西伯郡大山町) 有限会社福島商店(鳥取県米子市)

小規模事業者が後継者不在の個人事業を買収し
商品・ブランド・顧客を引継ぎ

- ▶ 丸山商店は浅漬の製造・販売を行ってきた個人事業者。親族や従業員に後継者もなく、一人では事業継続は困難であると感じていた。
- ▶ 丸山商店の代表は、同業者で10年来の知人である福島商店の社長に事業譲渡を持ちかけ、両者の間で基本的に合意。地元金融機関からの紹介を受けて鳥取県事業引継ぎ支援センターに相談。
- ▶ 個人事業の買収であり、明確な評価方法がなかったため譲渡金額の設定には苦労したが、事業引継ぎ支援センター等が間に入ることですムーズな調整が出来た。
- ▶ 結果、福島商店に事業譲渡することがまとまり、事業主及び従業員7名の雇用維持と浅漬の技術・商品ブランド・取引先などを引き継ぐことができた。
- ▶ 丸山商店の前代表は「譲渡を一人で判断するのは大変、支援のおかげで気分が楽になった。」と言う。
- ▶ 福島商店は、県内の需要が縮小していくなか、丸山商店の有していたブランドや県外の販路を獲得でき、今後の事業展開につなげたいという。



事業引継ぎの調印式の光景

2. 売上拡大に向けた取組

小規模企業は地域経済を支える重要な存在であり、商圏や業種も多種多様である。そのような中で、経営資源が限られ、販路開拓や人材の確保等に課題が見受けられるものの、顧客ニーズや自社の強みを把握し、PR活動を行いながら、新市場の開拓や新商品の開発に取り組むことで、売上拡大につなげている企業もある。

図1 最近、重要になったと感じる経営課題

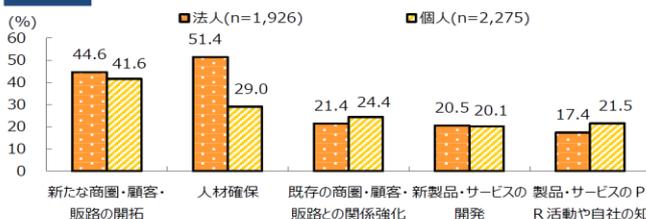


図2 「売上拡大に向けた取組」と売上動向との関係

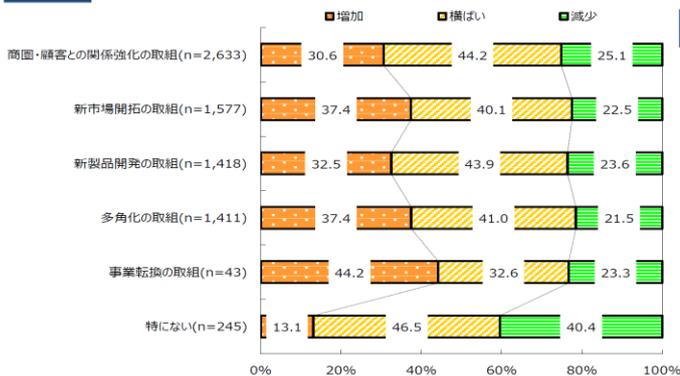


図3 マーケティング活動の実施状況別に見た、「売上拡大に向けた取組」の効果

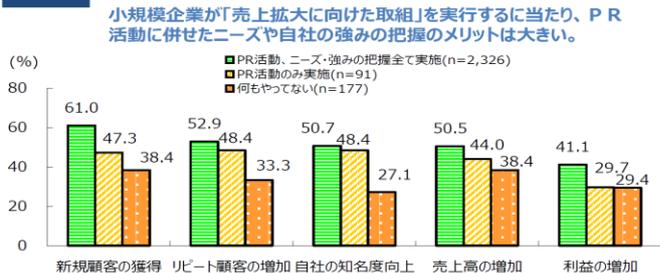


図4 PR活動における課題

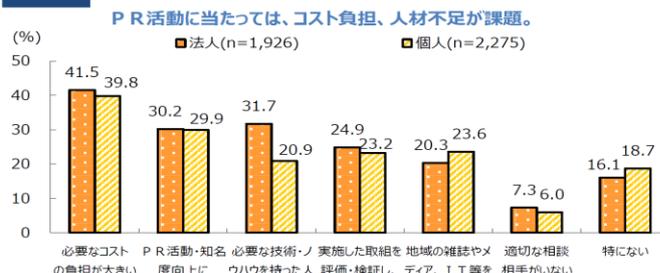


図1-4：中小企業庁委託「小規模事業者の業績向上に向けた取組み等に関する調査」(2016年12月、(株)野村総合研究所)

23

人材の確保は中小企業全体についても大きな課題であるが、小規模企業では、女性やシニア等が活躍できる職場環境を整備し、柔軟な働き方を受け入れることで、人材の定着に成功している。さらに、こうした多様な人材の活用に取り組む小規模企業は、業務の効率化にも取り組み、売上拡大を実現している。また、内部の経営資源にこだわらず、アウトソーシングにより、外部の経営資源を効果的に活用することで、人手不足の中でも、目指す経営方針を実現する企業もある。

このように小規模企業ならではの柔軟性を活かして人材を活用し、明確な経営方針のもと、自社の強みを活かすことで、持続的な成長につなげていくことが重要である。

【事例】株式会社杉岡織布(滋賀県高島市)

設備投資やIT化推進を行い生産性の向上と職場環境の改善を図る企業

- ▶ 地域ブランドである「高島ちぢみ」の綿織物製造・販売を行う創業62年目の企業。代表取締役社長の杉岡定弘氏は、2014年に父親である先代社長から事業を承継したが、「これまでと同じことをやっているだけでは、この先事業が立ち行かなくなるのではないか」という危機感のもと、承継する以前から顧客ニーズや補助金等の情報収集に努め、新しい取組に挑戦してきた。
- ▶ 例えば、顧客ニーズを反映した商品を短期で生産するため、目的に合わせて機械設備の導入を実施しており、2016年には、中小企業庁の「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」を活用し、高性能デザインシステムを導入した。これにより商品の付加価値が向上しただけでなく、深夜までの残業時間が大幅に減少するなど、従業員の作業負担の軽減にもつながっている。
- ▶ 同社は製造部門だけでなく、販売面・事務面においても改善を進めている。2012年にはエンドユーザー向けのインターネット販売を開始しており、消費者の声が直接届くようになったことで、従業員のモチベーションも向上しているという。さらに、手書きの伝票や給与明細が主流である伝統地場産業の中にあって、2006年に同社はいち早く事務処理のシステム化を図り、これによって事務員の作業負担が軽減された。更に、2015年にはクラウド会計を導入し、事務の効率化を積極的に推進している。
- ▶ これらの取組により、職場環境が改善されたほか、生産性も向上し、新たな設備投資や海外展開への挑戦を可能にするといった好循環が生まれている。



代表取締役
杉岡定弘氏

【事例】株式会社YPP(東京都中央区)

スキマ時間の活用により、人手不足の事業者を支える企業

- ▶ 2005年創業の、経理・受発注・給与計算等の事務代行業者。育児や介護等様々な事情から勤務地や勤務時間等の「働き方」に制約はあるが、「スキマ時間を生かして少しでも働きたい」とする登録メンバーと、事務作業員を確保できない中小企業・個人事業主とのマッチングを担う。
- ▶ メンバーの家庭事情等による急な休みにも対応できるように、同社は受注した業務の内容・納期にあわせて登録メンバーからチームを編成し、主に在宅で当該業務に従事させている。ワークシェアに重点を置くことで、メンバーは単独で納期の責任を負うことなく、柔軟な働き方が可能となっている。また、円滑な業務遂行のため、請け負った業務は、同社が作業レベルまでマニュアル化し、都度顧客・メンバー双方の調整やフォローを行っている。
- ▶ 顧客企業にとっては、コア業務に自社の従業員を集中させることができるほか、事務作業員の急な退職による不足部分を同社に委託することで、次の採用者が見つかるまで滞りなく業務を継続できたケースなど、様々なメリットがある。
- ▶ メンバーの中には、妊娠中の方や適応障害のある方、ダブルケアを行っている方など、様々な事情で常勤が困難な方も多い。同社での業務を通じて、就業スキルを磨きながら収入を得ることはもちろん、社会からの孤立を防ぐという効果もあると代表取締役の五味潤氏は語る。登録メンバーの中には、徐々に働く時間を増やし、在宅ワーカーながら月20万以上収入を得る方や、他社で常勤の従業員として採用され、同社を「卒業した方もいる。



代表取締役
五味潤子氏

26



役員改選時における代表理事選定に際しての手順徹底について

現在、役員改選時における代表理事選定に際しての手順について、「法律及び定款に基づかない不適切な方法について行われている」として、法務局が代表理事変更の登記申請を受理しないケースが出てきております。つきましては、下記による適切な手順（例）等を示させていただきますので、内容ご確認上、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

【現在多くの組合が行っている（法務局より「不適切」と指摘されている）手順（例）】

手順（概要）	問題点
第1号議案 平成〇〇年度事業報告書及び決算関係書類承認の件 第2号議案 平成〇〇年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件 他	
↓	
第〇号議案 理事及び監事選挙（選任）の件	
↓	
総会（総代会）を一時中断し、新たに選出した理事により理事会を開催し代表理事を選定	多くの組合では、定款にて役員任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会（総代会）の終結の時まで伸長していることから、新理事の任期は開始しておらず定款違反となる（有効な理事会の開催とならない）。
↓	
総会（総代会）を再開し代表理事（及びいわゆる役付理事）を紹介	
↓	
総会（総代会）終了	
↓	
総会議事録、理事会議事録、役員変更届書の作成・行政庁への提出及び代表理事変更の登記申請 等	代表理事変更の登記申請に際して、総会（総代会）の議事録及び理事会の議事録を添付するが、定款違反により開催された理事会による選出（予選）となるため受理されない可能性が高い。

《ポイント》 ☆代表理事選定のための理事会は原則として総会（総代会）終了後に行う必要がある（代表理事が重任する場合を含む）。☆理事の任期は総会（総代会）の「終結時」までであり、総会（総代会）終結前に、新たに選出した理事による理事会を開催して代表理事を選定することは「予選」に当たることから不適切な手順とされ、代表理事変更の登記申請が受理されない可能性が高い（新旧理事が全員同じ場合を除く）。

【適切な手順（例）】

手順（概要）
第1号議案 平成〇〇年度事業報告書及び決算関係書類承認の件 第2号議案 平成〇〇年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件 他
↓
第〇号議案 理事及び監事選挙の件
↓
総会（総代会）終了
↓
[総会（総代会）終了後の理事会の開催方法については、主に以下の3つから選択する必要があります] ①総会（総代会）出席者にそのまま待機していただき、別室にて理事会を開催し代表理事（及びいわゆる役付理事）を選定、総会（総代会）出席者に紹介 ②総会（総代会）終了後に懇親会等を実施する場合は、その準備の間に別室にて理事会を開催し代表理事（及びいわゆる役付理事）を選定、懇親会等にて紹介 ③後日改めて開催（総会（総代会）当日に、代表理事（及びいわゆる役付理事）の紹介はできません）

《ポイント》 ☆理事全員の同意がない場合は理事会を開催することはできません（特に①及び②の場合に注意）。



関係機関からのお知らせ

平成 29 年度 4 広域振興局体制について

本県の平成 29 年度 4 広域振興局体制は以下のとおりとなっております。振興局への届出等の際にご参照下さい。なお、その際の各種書類の宛名は、各広域振興局長名とし、提出先は各広域振興局経営企画部または各地域振興センターとなります。

<提出先・所管区域等一覧>

(平成 29 年 4 月 1 日現在・敬称略)

圏域	広域振興局の名称 局長名	認可申請・届出等提出先	電話番号	所管区域※
県 央	盛岡広域振興局 局長 宮野 孝志	盛岡広域振興局 経営企画部 〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	019-629-6510	盛岡市・八幡平市・雫石町・岩手町・紫波町・矢巾町・葛巻町・滝沢市
県 南	県南広域振興局 局長 細川 倫史	県南広域振興局 経営企画部 〒023-0053 奥州市水沢区大手町 1-2	0197-22-2812	花巻市・北上市・遠野市・一関市・奥州市・平泉町・西和賀町
沿 岸	沿岸広域振興局 局長 小向 正悟	沿岸広域振興局 経営企画部 〒026-0043 釜石市新町 6-50	0193-25-2717	釜石市・大槌町
		大船渡地域振興センター 〒022-0004 大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9911	大船渡市・陸前高田市・住田町
		宮古地域振興センター 〒027-0072 宮古市五月町 1-20	0193-64-2211	宮古市・岩泉町・山田町・田野畑村
県 北	県北広域振興局 局長 八重樫 一洋	県北広域振興局 経営企画部 〒028-8042 久慈市八日町 1-1	0194-53-4981	久慈市・洋野町・野田村・普代村
		二戸地域振興センター 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9201	二戸市・一戸町・軽米町・九戸村

※ 県事務の委譲を受けた市町村（宮古市・一関市・奥州市・大船渡市・花巻市・矢巾町・紫波町・雫石町・西和賀町・金ヶ崎町・葛巻町）に主たる事務所の登記上所在地があり、事務所所在地と組合の地区が同一である事業協同組合と企業組合及び協業組合は、各市町村担当部署が提出先となります。なお、組合の地区が複数の市町村を含む場合は、上記表のとおりとなります。

いわて花巻空港の H29 上期ダイヤ改正のお知らせ！

いわて花巻空港の定期便のダイヤが平成 29 年 3 月 26 日（日）から改正されます。

いわて花巻空港から札幌線（最短 55 分）、名古屋線（最短 70 分）、大阪線（最短 80 分）、福岡線（最短 115 分）の直行便のほか、那覇（大阪または福岡乗継）や熊本（名古屋乗継）への乗継便もごさいます。

いわて花巻空港は、釜石自動車道「花巻空港 IC」から車で 3 分。駐車場（1,150 台）は無料です。

【航空券の予約購入】

日本航空（JAL）0570-025-071（7 時～20 時）

フジドリームエアラインズ（FDA）0570-55-0489（7 時～20 時）

※ 航空ダイヤ表（右表）

平成 29 年度 上期 いわて花巻空港 航空ダイヤ（2017.3.26～2017.10.28）

2017.3/26 ~ 2017.10/28							
いわて花巻		札 幌(新千歳)				いわて花巻	
便名	機種	出発	到着	便名	機種	出発	到着
JAL2830	E70	8:55	⇒	9:50	JAL2831	E70	7:45 ⇒ 8:40
JAL2832	E70	14:45	⇒	15:40	JAL2833	E70	13:20 ⇒ 14:15
JAL2838	E70	17:30	⇒	18:25	JAL2839	E70	16:05 ⇒ 17:00
いわて花巻		名 古 屋(小牧)				いわて花巻	
便名	機種	出発	到着	便名	機種	出発	到着
FDA352	E70 E75	8:55	⇒	10:10	FDA351	E70 E75	7:15 ⇒ 8:25
FDA354	E70 E75	12:45	⇒	14:00	FDA353	E70 E75	11:05 ⇒ 12:15
FDA356	E70 E75	16:10	⇒	17:25	FDA355	E70 E75	14:35 ⇒ 15:45
FDA358	E70 E75	18:50	⇒	20:05	FDA357	E70 E75	17:10 ⇒ 18:20
いわて花巻		大 阪(伊丹)				いわて花巻	
便名	機種	出発	到着	便名	機種	出発	到着
JAL2180	E70	9:10	⇒	10:40	JAL2181	E70	7:05 ⇒ 8:25
JAL2184	E70	12:20	⇒	13:50	JAL2183	E70	10:30 ⇒ 11:50
JAL2186	E70	16:10	⇒	17:40	JAL2185	E70	14:20 ⇒ 15:40
JAL2190	E70	18:55	⇒	20:25	JAL2187	E70	17:05 ⇒ 18:25
いわて花巻		福 岡				いわて花巻	
便名	機種	出発	到着	便名	機種	出発	到着
JAL3526	CRJ	13:50	⇒	15:55	JAL3523	CRJ	11:25 ⇒ 13:20



岩手県内中小企業の景況

【2017年3月分情報連絡員レポート】

1. 全国の景況

3月は、継続する為替の円安動向に伴い、輸出関連の競争力が維持されていることに加えて、生鮮品の価格高騰と年度末需要が売上高を大きく押し上げているが、他方では輸入費用の増大や人手不足等、経営コスト上昇と供給力の減退も逼迫していることから、中小企業の先行きは依然として注視していく必要がある。

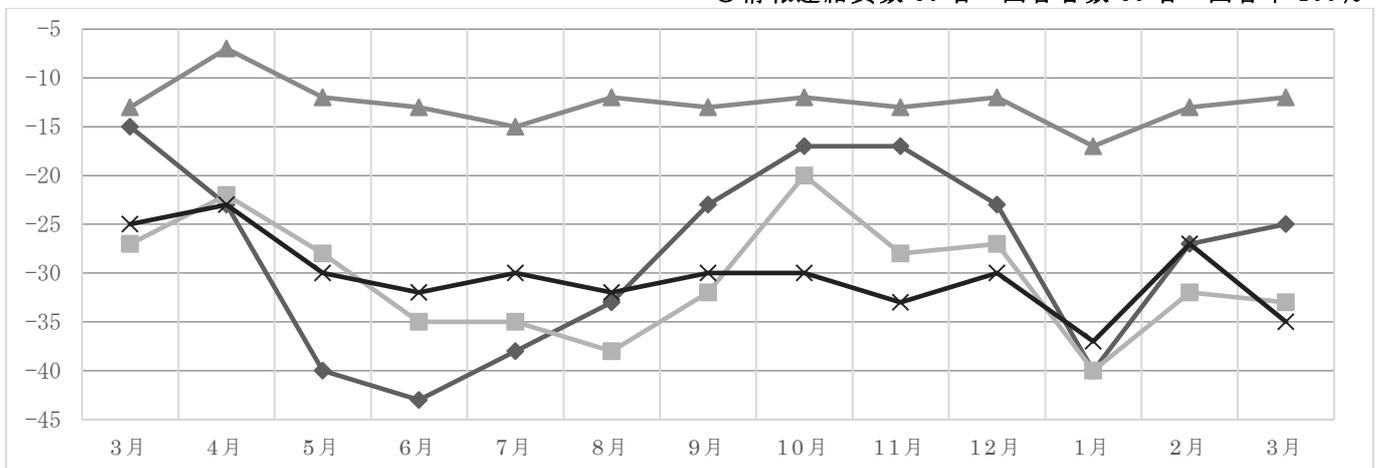
2. 景況天気図（県内）…平成29年3月と平成29年2月のDI比較

平成29年 3月分	全産業			製造業			非製造業			30以上
	3月	2月	前月比	3月	2月	前月比	3月	2月	前月比	
売上高	△25	△27	2P↗	△28	△42	14P↗	△24	△18	6P↘	△9~9
在庫数量	△10	△14	4P↗	△9	△4	5P↘	△10	△24	14P↗	△10~△29
販売価格	△2	△7	5P↗	△5	0	5P↘	0	△10	10P↗	△30~△49
取引条件	△8	△7	1P↘	△5	0	5P↘	△11	△10	1P↘	△50以下
収益状況	△33	△32	1P↘	△33	△33	0P→	△34	△30	4P↘	△50以下
資金繰り	△12	△13	1P↗	△15	△14	1P↘	△10	△10	0P→	△50以下
設備操業度	△24	△33	9P↗	△24	△33	9P↗	-	-	-	△50以下
雇用人員	△10	△5	5P↘	△5	0	5P↘	△13	△8	5P↘	△50以下
業界の景況	△35	△27	8P↘	△24	△24	0P→	△42	△28	14P↘	△50以下

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

3. 全産業（県内）…平成28年3月～平成29年3月 DI 推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数 60名・回答者数 60名・回答率 100%



平成29年3月 DI 《 ◆…売上 -25 ■…収益 -33 ▲…資金繰り -12 ×…景況 -35 》

4. 各業種の概況（県内）…平成29年3月分

◇漬物製造業

全体的な消費の低下や漬物離れが見えるなか、積極的な販促活動を行ってきたが、消費動向に対応していくしかない状態である。

◇酒類製造業

アルコール飲料の中で、日本酒の評価や嗜好は落ちてはいないので、継続したPRをしたい。

◇めん類製造業

前年末から徐々に消費活動の後退が感じられ、今後回復となる材料が見当たらない状況である。

◇菓子製造業

年度末の贈答需要期や春彼岸を迎え、菓子が手土産として利用される時期、売上高は増加傾向。

◇一般製材業

県内の素材需給は羽柄材を中心に好調だった製材品の動きが落ち着き、製材用原木不足のひっ迫感は少ない状況である。

◇木材チップ製造業

広葉樹チップはほぼ前年並み、針葉樹チップはバイオマス発電との競合で原木不足の状況である。

◇印刷・同関連業

新年度の受注も芳しくなく、用紙の値上げがメーカーから発表され、先行き不透明なままで不安。

◇銑鉄铸件製造業

在庫調整のため3月だけ受注量が増加した企業が多かったが、今後に明るい見通しが見えず、依然として厳しい経営環境である。

◇金属製品製造業

工場稼働率は高いものの企業規模による差が拡大しつつある。受注価格も横ばいから若干弱含みで推移、今後の鋼材・資材価格の動向を注視している。

◇野菜果実卸売業

取扱数量は年々減少している。今年も異常気象などによる入荷数量の急激な変動や価格の乱高下が発生すると思われるが、対応できるよう十分気を付けていきたい。

◇各種商品小売業①

周辺の町村にドラッグストアが開業し、雇用人員の確保も難しくなっている。

◇各種商品小売業②

年々少子化の影響で売上は減少の一途である。また、気候の関係から春物衣料の苦戦が続いている。

◇食肉小売業

消費者の購買意欲が全体的に落ち込んでいるが、豚肉の卸値下落が収益確保の要因となった。

◇野菜・果実小売業

買物動向は生鮮品がスーパー・産直形態において消費者の主体となりつつある。3月はイベント開催や異動の時期だったが、消費者の厳しい財布状況が窺え、食品業界への悪影響は大きかったと思われる。

◇自転車小売業

一年の中で最も売上が多い月である。

◇酒・調味料小売業

各酒類とも伸び悩みが続く。特に主要酒類であるビール類の動きが悪く、低価格商品へのシフトが売上金額に影響している。

◇燃料小売業

エネルギーシステム改革は、全てのエネルギー間での自由競争時代を迎える。消費者に選ばれるエネルギー体としてこれまで以上にLPガスの特性やメリットの訴求、関係法令等の改正への対応など一層の努力が求められている。

◇商店街（盛岡市）

新入学・就職関連商品の売上は伸びたが、総体ではほぼ横ばいだった。また、プレミアムフライデーの影響は全くなかった。

◇商店街（一関市）

新年度で進学、就職等に伴う需要で一定の活気があり、前年並の売上があった。

◇商店街（久慈市）

新入学の制服や新社会人セールスの開催で関連業種の売上増加は見られたが、少子化による生徒減少の影響を受け、全体の売上は低迷している。

◇旅館業

春休み等で旅行客も見られたが、短期滞在型などで宿泊増とまではいかなかった。

◇旅行業

募集型企画旅行の集客に苦戦している。しばらくは厳しい状況が続くことも予想される。

◇建物サービス業

新年度の入札もほぼ終了。市物件が一般入札になり波乱も見られた。

◇自動車整備業

年度末多忙期の車検需要も伸びはみられず、単価の低下傾向もあり、売上・収益に繋がらない。

◇土木工事業

大型物件が動き始め、新年度に薄日を差している。

◇一般乗用旅客自動車運送業

燃油価格が上昇傾向にある。元売の合併で価格に与える影響が懸念される。

岩手県中小企業青年中央会創立 40 周年記念式典開催 並びに第 40 回通常総会開催のお知らせ

岩手県中小企業青年中央会は、昭和 52 年に発足以来、岩手県をはじめとする関係機関の方々の多大なるご支援・ご協力の下、組合青年部の自己研鑽を図る研修、組合・業界の将来の在り方を模索する調査研究、会員相互の交流等を通じて、次世代経営者・後継者の育成、組合青年部の組織・活動の活性化、そして、本県中小企業組合及び業化の発展に寄与して参りました。

創立 40 周年を迎えるにあたり、一つの筋目として足跡を顧みるとともに、全産業を網羅する次世代経営者・後継者の組織として、さらには、次代を担うリーダーとして、震災からの真の復興と震災の記憶の継承、そして、次なる将来への地域経済・社会の発展をめざし、組合青年部の一層の団結と意識高揚を図るため、記念式典を開催します。

詳細は後日ご案内致します。会員青年部、会員組合ほか皆様多数のご参加をお願い致します。

(開催日)：平成 29 年 7 月 21 日 (金)

(開催場所)：ホテル大観 (〒020-0055 盛岡市繫字湯の館 37-1)

○通常総会 : 午前 11 時～

○記念式典 : 午後 1 時 15 分～

○記念講演 : 午後 3 時～

○記念祝賀会 : 午後 5 時～

● (お問合せ) 企画振興部

第 42 回中小企業団体岩手県大会開催のご案内(予定)

下記日程にて、第 42 回中小企業団体岩手県大会を開催致します。

■ 開催日時 平成 29 年 9 月 20 日 (水) 14:00～

■ 開催場所 ホテルメトロポリタンニューウイング (盛岡市)

※詳細につきましては、後日改めてお知らせ致します。

● (お問合せ) 統括管理部

第 69 回中小企業団体全国大会開催のご案内

下記日程にて、第 69 回中小企業団体全国大会の開催を予定しておりますので、お知らせ致します。

■ 開催日時 平成 29 年 10 月 26 日 (木) 13:00～16:00

■ 開催場所 長野県松本市 キッセイ文化ホール (長野県松本文化会館)

※詳細につきましては、後日改めてお知らせ致します。

● (お問合せ) 企画振興部

岩手県中小企業団体中央会 主要日誌 平成29年4月分

■岩手県中央会主な実施事業等		4月24日	岩手県信用保証協会貸付委員会
4月14日	平成29年度中央会第1回三役会	4月25日	ものづくり補助金担当者連絡会議
4月19日	平成28年度青年中央会第6回理事会		中小企業等経営強化法説明会
4月21日	平成29年度中央会第1回理事会		中小企業団体青年中央会東北・北海道ブロック総会
■関係機関・団体主催行事への出席等		4月26日	岩手県中小企業再生支援協議会全体会議
4月6日	「春の交通安全運動」該当啓発活動	4月27日	アバッセたかたまちなか広場オープン記念式典
4月21日	岩手県職業能力開発協会理事会		岩手県刑務所出所者等就労支援事業協議会
	ラグビーW杯2019釜石開催実行委員会設立総会	4月29日	大船渡駅周辺地区第2期まちびらき